

# 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領

制定  
3 農 振 第 2 9 2 1 号  
令 和 4 年 4 月 1 日  
農林水産省農村振興局長通知

## 第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（4）の農山漁村発イノベーション対策の実施については、当該要綱及びこの要領に定めるものによるほか、以下の法律に定めるところによる。

- 1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）
- 2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）
- 3 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「活性化法」という。）

## 第2 定義

- 1 この要領において「農山漁村発イノベーション」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいい、「農山漁村発イノベーション事業体」とは、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等をいう。
- 2 この要領において「農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」とは、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、管轄区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する協議会をいう。  
なお、農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても差し支えない。また、複数の市町村で農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会を組織する場合には、当該複数の市町村の区域で3の市町村戦略を策定することができる。
- 3 この要領において「農山漁村発イノベーション等の取組に関する戦略」とは、都道府県又は市町村が、別記2の別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の（4）に定める（ア）から（ケ）までに掲げる事項を含む6次産業化、農商工連携及び地産地消を含む農山漁村発イノベーションの取組に関して策定する戦略をいい、このうち都道府県が策定するものを「都道府県戦略」といい、市町村が策定するものを「市町村戦略」という。

- 4 この要領において「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
  - (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
  - (5) 別記1の事業を行う場合においては、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
  - (6) 別記2の事業を行う場合においては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める団体であること。
- 5 この要領において「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいう。
- (1) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
  - (2) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
  - (3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
  - (4) 別記1の事業を行う場合においては、六次産業化・地産地消法第7条又は第8条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。
  - (5) 別記2の事業を行う場合においては、民間団体等及び特認団体を含む関係者で構成されるものであること。
- 6 別記1において「地域資源」とは、農林水産物をはじめ、棚田や森林等の農林地や景観、ジビエ、バイオマスや間伐材のほか、地域に賦存する農林水産業に関わる多様な地域資源をいう。
- 7 別記1において「スマイルケア食」とは、「スマイルケア食識別マーク利用許諾要領 (<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/attach/pdf/kaigo-41.pdf>)」に基づき利用許諾を受けた、栄養補給を必要とする人向け、噛む機能に問題がある人向け、飲み込む機能に問題がある人向けに、それぞれ「青」「黄」「赤」の分類マークが表示された介護食品をいう。
- 8 別記2において「地域委員会」とは、別記2の第1の2に規定する都道府県サポートセンターが組織する学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会をいう。
- 9 別記2において「経営改善戦略」とは、経営全体の付加価値を増加するための経営や経営全体の経営改善方策、組織運営の改善方策等をいう。
- 10 別記2において「支援対象者」とは、農山漁村発イノベーション事業体のうち地域委員会が経営改善戦略の作成及び実行を支援することについて決定した者をいう。
- 11 別記2において「重点支援対象者」とは、地域委員会がより重点的に支援する

必要があると認める支援対象者をいう。

- 12 別記2において「支援対象者等」とは、支援対象者及び重点支援対象者をいう。
- 13 別記2において「中央委員会」とは、別記2の第1の1(1)に規定する中央サポートセンターが組織する学識経験者等を委員とする中央支援検証委員会をいう。
- 14 別記2において「中央プランナー」とは、中央委員会において、農山漁村発イノベーションの取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- 15 別記2において「エグゼクティブプランナー」とは、中央委員会において、農山漁村発イノベーションの取組に関する専門的な知識経験が特に豊富で高度な指導能力を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- 16 別記2において「中央プランナー等」とは、中央プランナー及びエグゼクティブプランナーをいう。
- 17 別記2において「地域プランナー」とは、地域委員会において、農山漁村発イノベーションの取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- 18 別記2において「地域プランナー等」とは、地域プランナー、中央プランナー及びエグゼクティブプランナーをいう。
- 19 別記1から別記3までにおいて「地方農政局長等」とは、事業実施地域が所在する都道府県ごとに、それぞれ以下の者をいう。
  - (1) 別記1及び別記2
    - ① 北海道 北海道農政事務所長
    - ② 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
    - ③ ①及び②以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長
  - (2) 別記3のうち定住促進対策型及び交流対策型
    - ① 北海道 農林水産省農村振興局長
    - ② ①以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長
  - (3) 別記3のうち産業支援型
    - ① 北海道 北海道農政事務所長
    - ② 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
    - ③ ①及び②以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長

### 第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第6までに定めるほか、次の(1)から(3)までに掲げる事業ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

- (1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業 別記1

- (2) 農山漁村発イノベーションサポート事業 別記2
- (3) 農山漁村発イノベーション等整備事業 別記3

#### 第4 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところにより本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

#### 第5 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 2 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 4 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 5 人件費の算定等にあつては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

#### 第6 その他

事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、各事業の承認者又は都道府県知事に随時報告するほか、これらの者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 4 この要領の施行に伴い、6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。

- 5 この要領の施行に伴い、地域の食の絆強化推進運動事業実施要領（令和3年3月29日2食産第6780号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 6 2から5までの通知によって令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。